

江戸川区立小岩第二中学校「学校いじめ防止基本方針」

(いじめ防止対策推進法 第13条による)

1 「いじめ」防止等のための対策の基本的な考え方

◎「いじめ」の定義

当該生徒が一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的、形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ

2 基本理念

◎「いじめ」の禁止

生徒は「いじめ」を行ってはいけない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

- ・「いじめ」を生まない、許さない。

生徒に「いじめ」を行わせない。他の生徒に対して行われている「いじめ」を認識しながら放置することがないようにする。

- ・「いじめ」から守る。解決に向けた行動を促す。

安心して学習その他の活動に取り組むことができるようする。

- ・保護者・地域・関係機関と連携して取り組む

「いじめ」を受けた生徒の生命や、心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係機関と連携し、「いじめ」を克服する。（いじめ防止対策推進法 第3条）

◎保護者の責務

- ・保護する生徒が「いじめ」を行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他必要な指導を行う。
- ・保護する生徒が「いじめ」を受けた場合、適切に生徒を「いじめ」から保護する。
- ・保護者は、区教育委員会、学校が講ずる「いじめ」防止のための措置に協力する。

（いじめ防止対策推進法 第9条）

3 学校及び学校の教職員の責務

- ・生徒の保護者、地域住民、児童相談所、警察等の連携を図りつつ学校全体で「**いじめ**」防止及び**早期発見**に取り組む。生徒が「いじめ」を受けていると思われた時は、**適切かつ迅速に対処**する。（いじめ防止対策推進法 第8条）

◎「いじめ」の防止

- ・全教育活動を通し、道徳教育、体験学習を通し豊かな情操と道徳心を培い心の通う交流の能力の素地を養う。

△班活動・学級活動・学年・部活動等の活動を通して体験的に交流能力を培う。

- ・生徒や保護者、地域住民、その他関係者との連携を図り、「いじめ」防止の重要性を啓発する。（いじめ防止対策推進法 第15条）

△保護者・地域と連携し情報提供できる機会をつくる。

- ・教職員に「いじめ」防止対策に関する研修を実施し、資質向上のための措置をとる。（いじめ防止対策推進法 第18条）

△職員会議、生活指導の研修の機会で、「学校いじめ防止基本方針」の確認やふれあい月間を通して「いじめ」防止の感性を高め、確認していく。

◎「いじめ」の早期発見のための措置

- ・「いじめ」の早期発見のために定期的な調査をする。

△「平成24年策定 小岩第二中学校 いじめ発見・対処システム」により7月・11月に実施する。→別紙

日頃より、全教育活動を通して生徒に寄り添い、生徒理解に努め、生徒と教師の好ましい信頼関係を築き、生徒が先生に直ぐに相談できる体制を構築する。全生徒が実施している生活記録などで、生徒の心情の変化を読み取る機会を増やし、スクールカウンセラーへの相談機能も充実させる。また生活指導担当、教育相談担当教員が情報をまとめ、全教員へ周知させる。

- ・学校は生徒、保護者、教職員が相談できる相談体制をつくる。相談体制整備にあたり、「いじめ」を受けた生徒の教育を受ける権利、その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。（いじめ防止対策推進法 第16条）

△教育相談委員会（生活指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー・管理職） いじめ対策方針会議（校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・学年主任・担任）

◎インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・インターネットを通じて行われる「いじめ」防止について効果的に対処できるように啓発活動をおこなう。（「いじめ」を受けた当該生徒の保護者は関係機関と連携し情報の削除、または発信者情報の開示を、法務局の協力を求めることができる。）（いじめ防止対策推進法 第19条）

△セーフティー教室や朝礼等で生徒へ、保護者には保護者会で啓発していく。

4 「いじめ」防止等に関する適切かつ迅速な対応

◎学校における「いじめ」の防止等の対策のための組織

- ・「いじめ」の防止等に関する措置を実行的に行うために、複数の教員、心理、福祉党に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により、「いじめ」の防止等の対策のための組織を置く。

（いじめ防止対策推進法 第22条）

△教育相談委員会（生活指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー・管理職）により、「平成24年策定 小岩第二中学校 いじめ発見・対処システム」を運用していき、全教員で「い

じめ」防止に努める。「いじめ」の実態がある場合は早急に「いじめ」防止対策方針会議を開催し、全教員で対応していく。

◎重大事態の対処

○重大事態とは

- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある。

○教育委員会・学校の下に組織を設け、質問票やその他の適切な方法により、事実関係を明確にする。

○調査に係るいじめを受けた生徒及び保護者に調査に係る重大事態の事実関係等、必要な情報を適切に提供する。（いじめ防止対策推進法 第28条）

「いじめ」発生時の流れ

